

審 議 票

R4. 4. 27

Ⅳ-3

審議項目	審議会の役割		
関係規定	現行条例		新法
	審議会条例 第1条 個人情報保護条例 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第11条		第129条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	- 各意見聴取手続（各制限の例外事由適用に関するもの） - 個人情報取扱事務の届出に係る報告等	審議会への諮問	—
新条例への規定の可否	- 条例で定めるところにより，個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは，審議会に諮問することができる。（新法第129条） - 個人情報の取得，利用，提供，オンライン結合等について，類型的に審議会への諮問を要件とすることは，条例に定めることができないと考えられる。 - 団体内部の手続に関する規律で，個人情報保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については，条例に規定できると考えられる。		

※ 関係規定は，別紙参照

項 と 論 点	1 諮問，意見聴取，報告等	① 諮問すべき事項 ② 現行の意見聴取手続に代わる関与の方法（審議票 Ⅱ-2，Ⅱ-3，Ⅱ-4，Ⅳ-1にも記載あり） ③ 報告等の在り方
	2 組織，運営等	① 組織，運営等について留意すべき事項

考 え 方 （ 案 ）	＜1について＞
	① 諮問の根拠規定が新法第129条となっても，引き続き，「個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善」について諮問することになると考えている。（新法第129条の諮問に応じることを審議会条例に規定する。） ② 現行のような事前の意見聴取手続はなくなるが，個別ケースの判断をする際に必要に応じて審議会に意見を聴くことができる仕組みや，本市における制度の運用状況（法の施行状況）を審議会に報告する仕組みを設けたい。（前者は審議会条例の運用で対応し，後者は新条例に規定することを想定している。） ③ ②の制度の運用状況（法の施行状況）の報告では，個人情報ファイルの保有等の状況，開示請求等の処理状況，審査請求の処理状況，匿名加工情報の提供制度の運用状況，漏えい等の発生状況などについて報告することを想定している。 ④ ③の個人情報ファイルの保有等の状況の報告に，次の事項を含めることを検討している。 - 新たな要配慮個人情報（及び条例要配慮個人情報）の取扱いの状況 - 新たな目的外利用・提供の状況（新法第69条第2項の「相当の理由」又は「特別の理由」があると判断したもの） など

主な意見	後日記載
------	------

関係規定【審議会の役割】		R4. 4. 27	Ⅳ－ 3
現行条例	新法	備考	
京都市情報公開・個人情報保護審議会条例（設置） 第 1 条 次に掲げる行為を行うため，京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (1) 公文書（京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）の公開に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。 (2) 情報の公開に関する事項について，情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関に意見を述べること。 (3) <u>個人情報（京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について，個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。</u> (4) <u>個人情報の保護に関する事項について，個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関に意見を述べること。</u> (5) <u>前 2 号に掲げるもののほか，個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。</u>	（地方公共団体に置く審議会等への諮問） 第 1 2 9 条 地方公共団体の機関は，<u>条例で定めるところにより，第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において，個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは，審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</u> 第 3 節 地方公共団体の施策 （地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護） 第 1 2 条 地方公共団体は，その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は，その設立に係る地方独立行政法人について，その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 （区域内の事業者等への支援） 第 1 3 条 地方公共団体は，個人情報の適正な取扱いを確保するため，その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （苦情の処理のあっせん等） 第 1 4 条 地方公共団体は，個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため，苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	○ 審議会条例第 1 条第 5 号の「個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項」は，現行条例第 6 条～第 8 条，第 1 0 条，第 1 1 条に規定する意見聴取手続など ＜ガイドライン案の記載＞ ○ 「特に必要な場合」とは，個人情報保護制度の運用やその在り方について・・・専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。（R4. 1. 28 個人情報保護委員会ガイドライン案） ○ <u>個人情報の取得，利用，提供，オンライン結合等について，典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</u>（同上） ○ 地方公共団体の個人情報保護制度についても，法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ，地方公共団体の機関において，<u>個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは，法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。</u>（同上） ○ <u>個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって，法に委任規定が置かれていないものについて，条例で独自の規定を定めることは許容されない。</u>（同上） ○ <u>単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など，個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については，条例で独自の規定を置くことも考えられる。</u>（同上） ○ 法と重複する内容の規定を条例で定めることは，同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため，法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和 3 年改正法の趣旨に照らし，許容されない。（同上） ＜特定個人情報保護評価＞ ○ 特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等，法第 1 2 9 条の規定に関わらず，個人情報保護法以外の法令に基づき，審議会に対して意見を聴くことは妨げられない。（「Q & A」（案）R3. 11 月 個人情報保護委員会事務局） ○ <u>本市では，特定個人情報保護評価に関する意見聴取を審議会条例第 1 条第 3 号の「重要事項」に位置付けて運用している。</u>	

関係規定【審議会の役割】		R4. 4. 27	Ⅳ－ 3
現行条例	新法	備考	
（個人情報の収集の制限） 第 6 条 （略） 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(6) （略） (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令に定めがあるとき。 (2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。 4 実施機関は、<u>第 2 項第 7 号又は前項第 2 号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。</u>	（個人情報の保有の制限等） 第 6 1 条 （略） 2 （略） 3 （略）	＜R3. 12. 21 制度部会の状況＞ 考え方（案） ○ 例えば、要配慮個人情報の取扱い等に関して、個別ケースについて必要に応じ審議会に意見を聴くことができることや、事後的に取扱状況を審議会に報告しなければならないことは、団体内部の手続として新条例に規定することができるのではないかな。 主な意見 ○ 新条例に独自の制限規定が置けない中では、これらを担保するための内部の仕組みとして、制度所管課への事前協議や審議会への取扱状況の報告などは合理的である。	
（個人情報取扱事務の届出） 第 7 条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (1)～(8) （略） 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、<u>前 2 項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。</u> 4 （略）	（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第 7 4 条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)～(11) （略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1)～(11) （略） 3 行政機関の長は、第 1 項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。	○ 新法第 7 4 条の規定は、国の行政機関の個人情報保護委員会に対する通知義務について規定したものであり、本市には適用されない。	
（個人情報の利用及び提供の制限） 第 8 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) （略） (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 2 （略） 3 実施機関は、<u>第 1 項第 5 号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</u>	（利用及び提供の制限） 第 6 9 条 （略） 2～4 （略）	＜R3. 12. 21 制度部会の状況＞ 考え方（案） ○ 個別ケースの判断をする際に必要に応じて審議会に意見を聴くことができる仕組みや、一定の事案（例えば「相当の理由」や「特別の理由」があると判断したもの）を事後的に審議会に報告する仕組みは、団体内部の手続として新条例に規定してもよいのではないかな。 主な意見 ○ 考え方（案）については、概ね賛成である。	
（電子計算機処理の制限） 第 1 0 条 実施機関は、第 6 条第 3 項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令に定めがあるとき。 (2) 実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>、公益上特に必要があると認めるとき。 2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（…）の電子計算機処理をしようとするときは、<u>あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。</u>		＜R4. 3. 3 制度部会の状況＞ 考え方（案） ○ （審議会の役割に関しては、特に示されていない。） 主な意見 ○ （個人情報保護制度の所管部局と情報システム等の所管部局との連携など、実施機関内部におけるチェック体制の充実について言及があった。）	

関係規定【審議会の役割】		R4. 4. 27	Ⅳ－ 3
現行条例	新法	備考	
（電子計算機の結合の制限） 第 1 1 条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令に定めがあるとき。 (2) 実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。			
（個人情報の適正な管理） 第 1 2 条 （略） 2 （略） 3 （略） （個人情報取扱事務の委託に伴う措置） 第 1 3 条 （略） 2 （略）	（安全管理措置） 第 6 6 条 （略） 2 （略）	＜R4. 3. 3 制度部会の状況＞ <u>考え方（案）</u> ○ （審議会の役割に関しては、特に示されていない。） <u>主な意見</u> ○ 委託をする際の契約書のようなものについては、現場任せではなく、（例えば、<u>共通のひな形を）審議会にかけ</u>るなど、<u>システムティックに対応する必要があるのではないか。</u>	
（運用状況の公表） 第 4 2 条 市長は、毎年 1 回、この条例の規定に基づく個人情報の保護に関する制度の各実施機関における運用の状況を取りまとめて、公表するものとする。	（施行の状況の公表） 第 1 6 5 条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	＜<u>現行の事務</u>＞ ○ 個人情報取扱事務の届出件数、開示・訂正・利用停止の請求件数及び審査請求件数並びにその処理状況を公表（掲示場に掲示するなど）している。 ○ 条例に特に規定はないが、<u>実務では、公表の前に審議会に報告</u>を行っている。	